

十島村山海留学補助金交付要綱

平成3年10月1日
要綱第3号

(通則)

第1条 十島村山海留学補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金に係る予算の執行の適正化法に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第225号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、村が山海留学を奨励するために要する経費の一部を補助し、山海留学の振興に寄与することを目的とする。

(交付の対象及び補助額)

第3条 村長は、次表の左欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を同表右欄に掲げる山海留学を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として村長が認める経費(以下「補助金対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

補助事業	補助対象者
山海留学補助	村外より村内に山海留学した子どもの、受託家庭の世帯主(保護者)

2 補助対象経費

山海留学に必要な経費の一部補助

(申請手続き)

第4条 補助金の交付を受けようとする受託家庭の世帯主(保護者)は、山海留学補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて村長が指定する日までに提出しなければならない。

(1) 転入届け又は学校長の在学証明書

(2) 受託家庭の世帯主(保護者)が扶養している旨の民生委員の証明書

(3) その他、村長が必要と認める書類

第5条 村長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査のうえ、交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い山海留学補助金交付決定通知書(様式第2号)を受託家庭の世帯主(保護者)に送付するものとする。

(事業の変更)

第6条 前条の規定による通知(以下「決定通知」という。)を受けた受託家庭の世帯主(保護者)は、決定通知を受けた事業内容について変更があった場合は、書面で村長に提出しなければならない。

2 前条の承認は、文書により通知する。

(申請の取り下げ)

第7条 補助金の交付決定を受けた受託家庭の世帯主(保護者)は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服がある事により、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定のあった日から30日以内にその旨を記載した書面を村長に提出しなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第8条 受託家庭の世帯主(保護者)は、補助金の請求をしようとするときは、十島村会計規則(昭和58年規則第1号)に定める請求書に補助金決定通知書の写しを添えて、村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による請求書の提出があった場合は、内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付する。

(検査等)

第9条 村長は、必要があると認めるときは、受託家庭の世帯主(保護者)に対し報告を求め、又は関係職員をして調査させることがある。

(交付の取消し等)

第10条 村長は、受託家庭の世帯主(保護者)が次の一つに該当したときは、補助金の交付決定を取消し又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

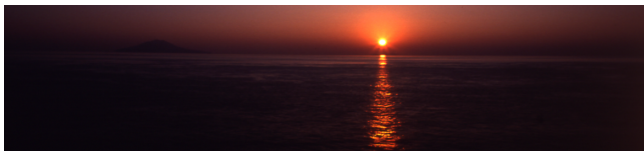
(1) 山海留学が終了したとき。

(2) 補助金の施行について不正の行為があったとき、又は施行方法が不適当と思われるとき。

(3) 補助金を補助の目的以外に使用したとき、又は不正の支出をしたとき。

附 則

この要綱は、平成3年10月1日から適用する



十島村山海留学育成会規則

平成3年10月1日
規則第7号

第1章 総則

第1条 本会の名称は、「十島村山海留学育成会」(以下「育成会」という。)と称する。

第2条 育成会は、山海留学生の在学している小中学校と緊密な連携を保ちながら子どもが大自然の中で、心身を鍛錬し、健全な精神かつ人としての心を養い、教育効果の向上を図ると共に、他市町村と本村の交流を通して、地域の活性化に寄与することを目的とする。

第2章 業務

第3条 育成会は、前条の目的達成のために次の活動を行う。

(1) 山海留学生の受け入れ家庭の確保

(2) 行政機関との連携

(3) 山海留学並びに、家庭教育などに関する研修及び情報交換

(4) その他目的達成に必要な活動

第3章 組織

第4条 育成会は、十島村及び各小学校区毎に設立するものとする。

2 小学校区の会員は、次のとおりとする。

学校長、教頭、PTA会長、教育委員、支所長、児童民生委員、総代、区長、駐在員

3 事務局は、十島村教育委員会におく。

4 村育成会は、次により組織する。

村長、助役、教育長、村総務課長、教育委員会総務課長

5 受託者と委託者による父兄会

第4章 役員

第5条 育成会に次の役員を置く。

(1) 小学校区

会長 1名、副会長 1名、顧問 若干名

(2) 村育成会

会長 村長、副会長 教育長、事務局長 教育委員会総務課長

2 役員は、会員の互選とする。

3 会長は、育成会を代表し統轄する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その代理をする。

5 父兄会においては、互選とする。

第5章 任期

第6条 役員の任期は、1年とし再任を妨げない。

2 補欠による者の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 会議

第7条 総会は、必要が生じたとき、会長が招集し、運営に関する事項を決する。

2 役員会は、必要に応じ会長が招集し、議事を司る。

3 父兄会においては、年1回以上の会をもつことができる。

第7章 経費

第8条 前条第3項による会議の経費については、受託者と委託者の年会費と、村長の定めた範囲内の補助金をもってこれにあてることができる。

附 則

この規則は、平成3年10月1日から施行する。

TOKARA・十島村とは

十島村は、九州南方洋上北緯29°～30° 東経129°～130° 付近にある列島で、鹿児島市を隔たること南へ、航路距離204kmの口之島(直線距離185km)を起点に中之島、平島、諏訪之瀬島、悪石島、小宝島、宝島の有人7島と、臥蛇島(昭和45年7月全島移住)と小臥蛇島、横当島・上ノ根島・小島の無人島5島からなり、奄美大島の北およそ90kmの海上に点在する小島多島村。黒潮本流域が列島を横断します。

最北の口之島から横当島までの距離は、162kmとなり、日本一長い行政区。

列島は、霧島火山帯に属し、なかでも諏訪之瀬島の御岳(標高779m)は、時折噴煙を吹き上げ、噴煙は1,000m以上に達することもある。悪石島までが、屹立した断崖の多い高島タイプなのに対し、小宝島と宝島は、隆起珊瑚礁の低島タイプで、悪石島と小宝島の海峡を境にして、動植物の分布に差異が見られます。

TOKARA

本当の海を探す時間

君がロビンソン

十島村山海留学のしおり



(C) Shinjei Akimaru

いくつもの海峡を

越えておいで。

夜のしじまを越えると君の島が見えてくる。

ウルトラマリンの海にコバルト色の雲と波が輝いている。

ほら、きっと君の笑う声が渚にひびく。



《問い合わせ先》

〒892-0822

鹿児島市泉町13番13号

TEL 099-227-9771

FAX 099-227-9773

E-mail toshima-ky@tokara.jp

📌 十島村の山海留学制度概要

十島村の山海留学制度は、平成 3 年度より始まりました。その趣旨は、他市町村の児童生徒を村内に受け入れることにより、学校の活性化と教育の振興を図ることを目的としています。

その受入形態には、留学生を里親が受け入れるものや親子での留学する形態などがあります。

📌 山海留学の受入記録(小学校)

学校名 年度	口之島	中之島	平島	諏訪之瀬島	悪石島	小宝島	宝島	計
H3				1			1	2
H4				1			1	2
H5		1		1				2
H6				1				1
H7							2	2
H8			1				1	2
H9							1	1
H10								0
H11								0
H12						1	1	2
H13			1	1			1	3
H14		2	1	1		1	2	7
H15		1					1	2
H16			1			2		3
H17		2						2
H18			1			1	2	4

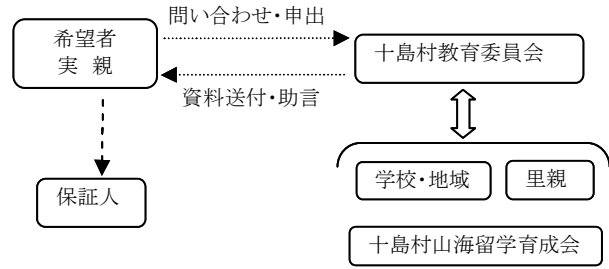
注 1) 諏訪之瀬島及び小宝島は、平島小学校または宝島小学校の分校

📌 山海留学の受入記録(中学校)

学校名 年度	口之島	中之島	平島	諏訪之瀬島	悪石島	小宝島	宝島	計
H3			4	1				5
H4	1	1	3	1				6
H5	1		2	1			2	6
H6		1	1	1			2	5
H7				1	1		5	7
H8				4			2	6
H9		1	1	3			3	8
H10			1	1				2
H11				1				1
H12				1			1	2
H13			1					1
H14	1						2	3
H15	2						5	7
H16							3	3
H17							3	3
H18			3			4	4	11

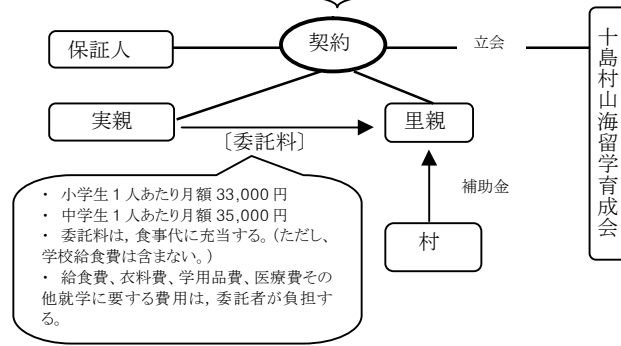
注 1) 諏訪之瀬島及び小宝島は、平島中学校または宝島中学校の分校

山海留学受入のフローチャート



📌 ポイント

- 十島村は、有人七つの島からなる島嶼域になります。学校情報はもちろんですが、交通アクセス・医療等の情報も必ずご確認ください。
- 希望される場合には、できれば希望地への事前訪問を勧めます。体験入学や雰囲気を感じていただくことにより、お子様の意思確認の材料にもなるかと思ます。



トカラの学校アラカイト

- 村内すべての学校は、小学校と中学校が併設されています。この利点を活用して、小学校教諭が中学校で授業をしたり、逆に中学校教諭が小学校で授業し、特に中学校での免許教科外の授業解消などに効果を発揮しています。そのことは、先生たちの再発見にもなり、授業の新鮮さや子どもたちの基礎学力向上に役立っています。
- トカラの学校のプールは、デッカーイ海、目の前の海は東シナ海だったり、太平洋。外洋での授業にもなり、先生たちは、気象や潮見表を慎重に考察しています。
- 2009年7月22日は、十島村全域で皆既日食現象が見れます。本当に貴重な現象。コロナやダイヤモンドリングなど、今から楽しみ。
- IT戦略実行中。十島村は光ファイバー等が未整備のため、通信速度が非常に遅く、授業中での「調べ学習」はできない現状です。だからこそ、今ブロードバンド整備を国や県の協力のもと推進中。

十島村山海留學生申込書

十島村教育委員会教育長 殿

平成 年 月 日

住所

氏名
続柄
電話番号

十島村山海留学に下記のとおり申します。

記

ふりがな 希望者の氏名		性別	
生年月日	年 月 日		
現在の在籍 学 校 名	立	小学校	中学校
在籍学年	第 学年		
家族構成	本人(歳)		
健康上の特 記事項また は既往症			
現在の学校での 状 況			
現在の家庭での 生活状況			

※ 家族構成欄は、世帯構成員を図式表示してください。なお、続柄の後には()書きにて年齢を表示してください。